#### 船橋市ヤングケアラーホームヘルパー派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ヤングケアラーのいる世帯に対し、ホームヘルパーを派遣する事業 (以下、「ホームヘルパー派遣事業」という。)を実施することによって、ヤングケアラー 本人及びその家族の身体的・精神的負担の軽減を図ること、支援先である相談窓口につな げることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を 過度に行っていると認められる 18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの者又はこれに準ずる 者で、市長が認めるものをいう。

(対象世帯)

- 第3条 ホームヘルパー派遣事業を利用しようとする世帯は、ホームヘルパー派遣事業の利用申請前に、世帯員が本市のヤングケアラーコーディネーターと面談をしなければならない。
- 2 以前にホームヘルパー派遣事業を利用したことがある世帯は、ホームヘルパー派遣事業を利用することができない。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。 (事業の内容)
- 第4条 ホームヘルパー派遣事業の内容は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 食事の準備及び後片付け
- (2) 衣類の洗濯 (洗濯干し、たたむ、衣替え、整理等)
- (3) 居宅等の掃除及び整理整頓(室内の清掃、お風呂の掃除等)
- (4) 生活必需品の買い物介助(食料調達等)
- (5) その他必要な家事等の援助

(派遣の要件)

- 第5条 ホームヘルパー派遣事業の対象世帯は、次に掲げる要件を備えたものとする。
- (1) 市内に居住していること。
- (2) ホームヘルパーが派遣される際に、申請者または18歳以上の者が在宅していること。 (派遣期間及び回数)
- 第6条 ホームヘルパーの派遣期間及び回数は、次の各号に定めるところによる。ただし、 市長が必要と認めた場合はその限りではない。
- (1) 1日につき原則2時間以内とし、市と協議の上決定する。
- (2) ホームヘルパーの派遣日数は連続する8週間のうちの計8日間を上限とする。

(利用料)

第7条 ホームヘルパー派遣事業の利用料は無料とする。

(派遣申請)

第8条 ホームヘルパー派遣事業を申請できる者は市内に居住するヤングケアラーのいる

世帯の世帯員のうち、18歳以上の者とする。

2 ホームヘルパー派遣事業の利用を希望する者は、船橋市ヤングケアラーホームヘルパー派遣申請書(第1号様式)により、市長に申請しなければならない。

(派遣の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、ホームヘルパーの派遣の可否を決定し、船橋市ヤングケアラーホームヘルパー派遣可否決定通知書 (第2号様式)により、申請者に通知する。

(変更申請)

第10条 ホームヘルパー派遣事業を利用している者は、申請事項に変更が生じたときは、 その旨を船橋市ヤングケアラーホームヘルパー派遣利用変更申請書(第3号様式)により、市長に申請しなければならない。

(変更決定等)

第11条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、ホームへルパー派遣事業の利用変更の可否を決定し、船橋市ヤングケアラーホームへルパー派遣利用変更可否決定通知書(第4号様式)により、申請者に通知する。

(利用決定の取消等)

- 第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他の不正の手段により利用を認める旨の決定を受けたことが明らかになった場合。
- (2) ヤングケアラーの生活状況等の変化により、利用を継続することが適当でないと認める場合。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

# 第1号様式

## 船橋市ヤングケアラーホームヘルパー派遣申請書

船橋市長 あて

ホームヘルパーの派遣を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

生年月日			年		月		日				
派遣先住所	₹										
連絡先電話番号											
(派遣当日に連絡がつく											
番号をお願いします。)											
派遣を希望する理由											
派遣希望期間											
(最大8回)		令和	年	月	日	$\sim$	令和	年	月	日	
派遣希望時間			曜	日:	時	分	$\sim$	時	分		
			曜	日:	時	分	$\sim$	時	分		
派遣時間(2時間以內)			]	1回あ	たり			時間			
希望する支援の内容	1.	食事の準	備及び	後片作	けけ						
(希望する番号に○をつけ	2.	衣類の洗	湿(洗	濯干し	ノ、た	たむ、	衣替え	之、整理	!等)		
てください。※複数可)	3.	居宅等の	掃除及	び整理	里整頓	(室内	の清掃	界、お風	、呂の掃	除等)	
	4.	生活必需	品の買	い物が	<b>卜助(</b>	食料調	]達等)				
	5.	その他必	要な家	事等の	つ援助						
派遣時に注意してほしいこと											

年 月 日

中主子罗夕			
甲酮有君狗	1		
1 hit H . H .	J.		

## 家族の状況

名前	続柄	生年月日	申請時年齢	職業、学校等	備考
	申請者本人				

【個人情報の取り扱いに関する同意について】

様

#### 船橋市長

### 船橋市ヤングケアラーホームヘルパー派遣可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった船橋市ヤングケアラーホームヘルパー派遣事業の利用については、次のとおり決定したので、通知します。

記

1-1-1	7 6 7 -
申請者氏名	生年月日
派遣先住所	
利用の可否	利用可・利用不可
	ለባጠ e) ፣ ለባጠረ [ve]
派遣期間	
(最大8回)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
1 回またりの返集時間	n土8日
1回あたりの派遣時間	時間
支援内容	
その他注意事項等	
(利用不可の場合、利用不可	
の理由)	

船橋市長	あて
------	----

申請者名			

### 船橋市ヤングケアラーホームヘルパー派遣利用変更申請書

年 月 日付で利用決定のあった船橋市ヤングケアラーホームヘルパー派遣事業について、申請事項に変更が生じましたので、下記の通り申請します。

記

変更が生じた事項	変更前	変更後

様

# 船橋市長

## 船橋市ヤングケアラーホームヘルパー派遣利用変更可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった船橋市ヤングケアラーホームヘルパー派遣事業の利用変 更については、次のとおり決定したので、通知します。

記

申請者氏名					설	<b>上</b> 年月日				
派遣先住所										
利用変更の可否			利用変	変更可	• 利	用変更7	「可			
派遣期間										
(最大8回)	令和	年	月	日	$\sim$	令和	年	月	日	
1回あたりの派遣時間										
支援内容										
その他注意事項等										
(利用変更不可の場合、利用										
変更不可の理由)										